



佐賀県公報

平成20年
3月24日
(月曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

- ◎佐賀県ふるさと寄附金基金条例 (一・経営支援本部) 七
- ◎佐賀県公益認定等審議会条例 (二・総務法制課) 八
- ◎佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (三・職員課) 九
- ◎佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (四・") 一〇
- ◎佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (五・財務課) 三
- ◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (六・") 三
- ◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (七・市町村課) 六
- ◎佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例 (八・監査委員) 三〇
- ◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例 (九・教育委員会) 三
- ◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例 (一〇・") 三
- ◎佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 (一一・こども課) 三
- ◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例 (一二・私学文化課) 二
- ◎佐賀県公害紛争処理条例の一部を改正する条例 (一三・環境課) 二
- ◎佐賀県環境保全基金条例の一部を改正する条例 (一四・") 二
- ◎佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例 (一五・障害福祉課) 二
- ◎佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例 (一六・医務課) 三

◎佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例 (一七・") 三

◎佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例 (一八・") 三

◎佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (一九・国民健康保険課) 二

◎佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例 (二〇・") 二

◎佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例 (二一・生活衛生課) 四

◎佐賀県立有田農業大学校条例の一部を改正する条例 (二二・農林水産商工本部) 四

◎佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例 (二三・雇用労働課) 五

◎佐賀県美しい景観づくり条例 (二四・まちづくり推進課) 五

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (二五・建築住宅課) 五

◎佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例 (二六・") 五

◎佐賀県森林環境税基金条例 (二七・森林整備課) 六

◎佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例 (二八・空港・交通課) 六

公布された条例のあらまし

◎佐賀県ふるさと寄附金基金条例(条例第一号)

- 1 ふるさと佐賀県に貢献したいという想いのもとに贈られた寄附金を活用することにより、佐賀県がいつまでも光り輝くふるさとであり続けるための手段を講じ、もって佐賀県の更なる発展に寄与するため、佐賀県ふるさと寄附金基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとした。(第二条関係)
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、4に掲げる経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)
- 4 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができることとした。(第六条関係)

(1) あらかじめ知事が指定した事業に対して寄附があつた場合において、寄附者が選択した事業に必要な経費の財源に充てるとき。

(2) あらかじめ知事が指定した事業に対して寄附があつた場合において、そのいずれかの事業に必要な経費の財源に充てるとき(寄附者が事業の選択を知事に委ねた場合に限る。)

(3) (1)及び(2)の場合のほか、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県公益認定等審議会条例(条例第二号)

1 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五〇条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 審議会は、委員五人をもつて組織することとした。(第二条関係)

3 委員の任期は、三年とすることとした。(第三条関係)

4 委員の職権の行使、身分保障及び服務について定めることとした。(第四条条々第六条関係)

5 審議会に専門委員及び部会を置くことができることとした。(第九条及び第一〇条関係)

6 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理することとした。(第 一一条関係)

7 その他所要の事項を定めることとした。

8 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)

1 特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第二条関係)

2 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を唐津市等が、地方自治法に基づく事務の一部を佐賀市が行うこととした。(第二条関係)

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、1は公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

1 一般職の職員のうち管理職以外の職員の平成二〇年四月一日から平成二三年三月三十一日までの間における給料月額については、佐賀県職員給与条例等又は佐賀県公立学校職員給与条例等により定められた額から、当該額に一〇〇分の四を乗じて得た額を減じた額とすることとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第五号)

1 佐賀県港湾機能施設等整備事業の経理を特別会計を設けて行うため、佐賀県港湾整備事業特別会計を新たに設置することとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第六号)

1 介護保険法に基づく介護サービス情報の報告に係る調査等に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

2 薬事法の改正に伴い、登録販売者試験の実施等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

3 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修の実施等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

4 牛の体内受精の採取及び凍結等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

5 道路交通法に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付等に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

6 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、3は同年十月一日から、5は平成二一年一月四日から施行することとした。

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第七号)

1 住民基本台帳法第三〇条の八第一項の規定に基づき、次に掲げる事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができることとした。(第二条及び別表関係)

- (1) 介護支援専門員の登録の申請等の受理等
- (2) 心身障害者扶養共済制度の年金受給権者の現況に関する届書の受理等
- (3) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付の申請の受理等
- (4) 狩猟免許の申請等の受理等
- (5) 普通肥料の登録の申請等の受理等
- (6) 屋外広告業の登録の申請等の受理等
- (7) 土地改良区役員の就任等の届出の受理等
- (8) 恩給の給付の請求等の受理等
- (9) 県税の過誤納金の還付に関する納税者等の生存の事実等の確認
- (10) 県税の賦課等に関する納税者等の生存の事実等の確認
- (11) 不動産取得税の減額に関する申告の受理等

2 この条例は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

○佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第八号)

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されることに伴い、同法に規定する健全化判断比率等及び資金不足比率等に係る監査委員の審査意見の提出期限を定めることとした。(第八条関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き地手当支給条例等の一部を改正する条例(条例第九号)

1 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き地手当支給条例の一部改正

(1) 教員特殊業務手当の支給対象に主幹教諭を追加することとした。(第八

条関係)

(2) その他所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係

(1) 義務教育等教員特別手当の支給対象に主幹教諭を追加することとした。(第二一条の二関係)

(2) 給料表に主幹教諭の職務の級として特二級を新設することとした。(別表第一及び別表第二関係)

(3) その他所要の改正を行うこととした。

3 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正

産業教育手当の支給対象に主幹教諭を追加することとした。(第二条及び第三条関係)

4 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正

定時制通信教育手当の支給対象に主幹教諭を追加することとした。(第二条条関係)

5 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

教職調整額の支給対象に主幹教諭を追加することとした。(第二条及び第三条関係)

6 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 県立学校職員の定数を三、二六六人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、五〇九人に増員することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

1 構造改革特別区域法の一部が改正され、三歳未満児に係る幼稚園入園事業に係る学校教育法の特例が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条及び第五条関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例 (条例第二二号)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二四条の二の規定に基づき、文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)については、知事が管理し、及び執行することとした。

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公害紛争処理条例の一部を改正する条例 (条例第一三三号)

1 佐賀県公害審査会に対する仲裁の申請に係る手数料の額の一部を改定することとした。(第八条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県環境保全基金条例の一部を改正する条例 (条例第一四号)

1 佐賀県環境保全基金(以下「基金」という。)として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第二条関係)

2 知事は、必要があると認めるときは、環境保全活動を推進するため、基金の一部を処分することができることとした。(第六条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例 (条例第一五号)

1 佐賀県立九千部学園、佐賀県立佐賀コロニー及び佐賀県立希望の家について、障害者自立支援法第二九条第一項の指定障害者支援施設へ移行することとした。

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし一部については、同年一〇月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一六号)

1 老人保健法の一部が改正され、法律の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例 (条例第一七号)

1 佐賀県立総合看護学院(以下「学院」という。)の入学試験手数料の額を一〇、〇〇〇円に改定することとした。(第五条関係)

2 学院に入学しようとする者は、入学料を納入しなければならないこととした。(第六条及び別表関係)

3 学院の授業料の額を、月額三〇、〇〇〇円に改定することとした。(第七条関係)

4 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

5 平成二二年三月三十一日までに学院に入学した者に係る授業料の月額は、3にかかわらず、次のとおりとすることとした。

平成二〇年三月三十一日まで で入学した者	平成二〇年四月一日から 平成二二年三月三十一日まで で入学した者	平成二一年四月一日から 平成二二年三月三十一日まで で入学した者
一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

○佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例 (条例第一八号)

1 研修資金の貸与の対象者に臨床研修を受けている者(以下「臨床研修医」という。)を加えることとした。(第二条及び第四条関係)

2 臨床研修医に対する研修資金の貸与期間は、二年とすることとした。(第五条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (条例第一九号)

1 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律第一一六条第一項の規定に基づき設置する佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)

の運営に関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第一九条第一項に規定する割合は、一〇〇〇〇分の六とすることとした。

(第二条関係)

3 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第三条関係)

4 知事は、佐賀県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の拠出金の額を算定した場合には、広域連合に対して拠出金の額等を通知することとした。(第四条関係)

5 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。(第六条関係)

6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第七条関係)

7 貸付けを受けた広域連合は、借入総額を二で除して得た金額を、次の特定期間の各年度において償還しなければならないこととした。(第九条関係)

8 その他所要の事項を定めることとした。

9 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 健康保険法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)において、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条関係)

2 改正法の附則において、退職者医療制度に関する経過措置が設けられたことに伴い、佐賀県国民健康保険調整交付金の交付について、所要の読み替えを行うこととした。(附則第七項関係)

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例(条例第二一号)

1 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律第九条に規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 県及び県民の責務並びに犬又はねこの飼い主であつて飼養施設の所在地において飼養する犬又はねこの数若しくはこれらの数を合算した数が六以上となる者(以下「多頭飼養者」という。)の遵守事項を定めることとした。(第三条～第五条関係)

3 多頭飼養者は、飼養数が六以上となった日から三十日以内に、その飼養数が六以上となつた飼養施設の所在地ごとに、知事に届け出なければならないこととした。(第六条関係)

4 動物取扱業者が新たな所在地に飼養施設を設置する場合は、周辺住民に対して説明を行い、その理解を得るよう努めなければならないこととした。

(第一二条関係)

5 犬、ねこ等の動物の引取り、処分、譲渡等について定めることとした。

(第一三条～第一五条関係)

6 特定動物等が逸走したときの飼い主の措置等について定めることとした。

(第一六条関係)

7 その他所要の事項を定めることとした。

8 この条例は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

9 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 専門課程に関する事項

(1) 佐賀県立有田窯業大学校(以下「大学校」という。)に修業年限を四年とする専門課程を置くこととした。(第一条の規定による改正後の第四条関係)

(2) 大学の専門課程（修業年限四年のものに限る。）への編入学の資格及び編入学に係る検定料の額を定めることとした。（第二条の規定による改正後の第五条及び第八条関係）

2 一般課程に関する事項

(1) 大学に修業年限を一年とする一般課程を置くこととした。（第一条の規定による改正後の第三条及び第四条関係）

(2) 一般課程の入学資格及び入学検定料の額を定めることとした。（第一条の規定による第五条及び第八条関係）

(3) 一般課程の授業料の額及び入学料の額を定めることとした。（第一条の規定による改正後の別表第一及び別表第二関係）

3 大学の研究科を廃止することとした。（第二条の規定による改正後の第三条、第五条、第八条、別表第一及び別表第二関係）

4 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は平成二十二年四月一日から、(3)は平成二十三年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例（条例第二三号）

1 佐賀県立産業技術学院の授業料の額を、月額九、九〇〇円に改定することとした。（第三条関係）

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

3 平成二十二年三月三十一日までに入学した者に係る授業料の額は、1にかかわらず、次のとおりとすることとした。

平成二十二年三月三十一日までに入学した者	平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に入学した者	平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に入学した者
九、六〇〇円	九、七〇〇円	九、八〇〇円

○佐賀県美しい景観づくり条例（条例第二四号）

1 この条例は、景観づくりに関し県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にす意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 この条例において「景観づくり」とは、現にある美しい景観を保全し、及び育成し、失われつつある美しい景観を再生し、新たに美しい景観を創造し、並びにこれらの景観を活用することをいうこととした。（第二条関係）

3 景観づくりに関して、県、市町、事業者及び県民の責務を定めることとした。（第三条、第六条関係）

4 景観づくりに関する次の基本的施策について定めることとした。

(1) 佐賀県美しい景観づくり基本計画（第七条関係）

(2) 佐賀県遺産（第八条関係）

(3) 公共事業景観形成指針（第九条関係）

(4) 啓発活動（第一〇条）

5 佐賀県美しい景観づくり審議会を置くこととした。（第一条関係）

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二五号）

1 確認審査等に関する指針が施行され、建築確認申請等に係る審査項目が増加したこと等に伴い、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料ほか五手数料について、その額を改定することとした。（別表関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二十二年六月一日から施行することとした。

○佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

1 県営住宅等の入居資格等に暴力団員でないことを加えることとした。(第六条、第四八条及び第五四条関係)

2 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならないこととした。(第二二条関係)

3 入居の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、入居の承継の承認をしてはならないこととした。(第一三条関係)

4 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこととした。(第二二条の二関係)

5 入居者が暴力団員であること(同居者が暴力団員である場合を含む。)が判明したときは、県営住宅の明渡しを請求することができることとした。(第四十条関係)

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県森林環境税基金条例(条例第二七号)

1 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てるため、佐賀県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、佐賀県森林環境税条例第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第五条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

1 夜間貨物便に係る着陸料の額を、二分の一に相当する額(現行三分の一に相当する額)に増額することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県ふるさと寄附金基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第一号

佐賀県ふるさと寄附金基金条例

(設置)

第一条 ふるさと佐賀県に貢献したいという想いのもとに贈られた寄附金を活用することにより、佐賀県がいつまでも光り輝くふるさとであり続けるための手段を講じ、もって佐賀県の更なる発展に寄与するため、佐賀県ふるさと寄附金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券

その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第六条各号に掲げる経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

- 一 あらかじめ知事が指定した事業に対して寄附があつた場合において、寄附者が選択した事業に必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 あらかじめ知事が指定した事業に対して寄附があつた場合において、そのいずれかの事業に必要な経費の財源に充てるとき(寄附者が事業の選択を知事に委ねた場合に限る)。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

佐賀県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二号

佐賀県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政

治運動をしてはならない。

(会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第十条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 第七条第三項及び第八条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

る。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、審議会の庶務のうち規則で定めるものを佐賀県経営支援本部以外の本部又は他の執行機関において処理させることができる。

3 前二項に定めるもののほか、審議会の庶務に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号カ及びヨ中「第四十条」を「第四十条第一項」に改め、同号中ネをナとし、タからツまでをレからネまでとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第四十条第二項又は第三項の規定により、調査を行い、又は裁判所へ意見を述べることを。

第二条の表第二十七号の四中「唐津市」を「佐賀市 唐津市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第一号カ及びヨの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第一号(タに限る。)及び第二十七号の四の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては当該各号の下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長がした処分等又は当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	<p>事務</p> <p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ〜ワ 略</p> <p>カ 法第四十条第一項に</p>	<p>事務</p> <p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ〜ワ 略</p> <p>カ 法第四十条において準</p>
<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市</p>	<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市</p>		

<p>において準用する民法第七十七条第二項の規定による清算人の氏名等の届出を受理すること。</p> <p>ヨ 法第四十条第一項において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>タ 法第四十条第二項又は第三項の規定により、調査を行い、又は裁判所へ意見を述べる(こと)。</p> <p>レ〜ナ 略</p> <p>一の二〜二十七の三 略</p> <p>二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ロ 略</p> <p>二十八 略</p>	<p>唐津市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 みやき 町 玄海町 有田 町 白石町</p>
<p>用する民法第七十七条第二項の規定による清算人の氏名等の届出を受理すること。</p> <p>ヨ 法第四十条において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>タ〜ネ 略</p> <p>一の二〜二十七の三 略</p> <p>二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ロ 略</p> <p>二十八 略</p>	<p>唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 みやき町 玄海 町 有田町 白石</p>

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年一月一日」を「平成二十年四月一日」に改める。

第二条の見出し中「管理職員」を「一般職の職員」に改め、同条第一項中「県職員給与条例第七条の二第一項又は学校職員給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員(一)を削り、「第二条第二項」を「第二条」に、「以下「管理職員」という。)に限る」を「以下同じ」に、「又は学校職員給与条例第十三条」を「学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等

に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項又は職員
の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第三条)に改め、
同項第一号中「管理職員」を「県職員給与条例第七条の二第一項又は学校職員
給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員(以下「管
理職員」という。)」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)</p> <p>第一条 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一 三 略</p>	<p>(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)</p> <p>第一条 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一 三 略</p>

第二条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「同じ。』の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額(県職員給与条例第十二条、学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項又は職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 県職員給与条例第七条の二第一項又

第二条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(県職員給与条例第七条の二第一項又は学校職員給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「管理職員」という。)に限る。)の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額(県職員給与条例第十二条又は学校職員給与条例第十三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 管理職員のうち、県職員給与条例第

<p>は学校職員給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員（以下「管理職員」という。）のうち、県職員給与条例第十七条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員（百分の六）</p> <p>二 略</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>2 略</p>	<p>十七条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員 百分の六</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>
--	--

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十四日
 佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五号

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例
 佐賀県特別会計設置条例（昭和三十九年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
 第一条に次の一号を加える。

- 十五 佐賀県港湾整備事業特別会計 佐賀県港湾機能施設等整備事業
 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 参考資料

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>（設置） 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる</p>	<p>改正前</p> <p>（設置） 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる</p>
---	---

<p>特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。 一 十四 略 十五 佐賀県港湾整備事業特別会計 佐賀県港湾機能施設等整備事業</p>	<p>特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。 一 十四 略</p>
--	---

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十四日
 佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第六号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例
 佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十五号の四中「四万六千円」を「一調査につき三万二千元以内で規則で定める額」に改め、同表第九十五号の五中「二万五千元」を「九千元」に改め、同表中第七十四号の三を第七十四号の五とし、第七十四号の二を第七十四号の四とし、第七十四号の次に次の二号を加える。

<p>百七十四の二 薬事法第三十六条の四第一項の規定に基づく登録販売者試験の実施</p>	<p>登録販売者試験を受けようとする者</p>	<p>登録販売者試験手数料</p>	<p>一万三千元</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>百七十四の三 薬事法第三十六条の四第二項の規定に基づく販売従事登録の申請に対する審査</p>	<p>販売従事登録を申請する者</p>	<p>販売従事登録申請手数料</p>	<p>七千円</p>	<p>登録申請のとき</p>

別表第一中

<p>百八十八から二百七まで 削除</p>	
-----------------------	--

を

百八十八 業事法施行規則第百五十九条の十一第一項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	販売従事登録証書換え交付手数料	二千円	書換え交付申請のとき
百八十九 業事法施行規則第百五十九条の十二第一項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証の再交付を受けようとする者	販売従事登録証再交付手数料	二千九百円	再交付申請のとき
百九十から二百七まで 削除				

に改め、同表第二百四十八号の次に次の一号を加える。

二百四十八の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十二条第三項に規定する動物取扱責任者研修の実施	動物取扱責任者研修を受講する者	動物取扱責任者研修手数料	二千円	受講申込みのとき
--	-----------------	--------------	-----	----------

別表第一第二百四十九号の二の次に次の一号を加える。

二百四十九の二の二 動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条第一項に規定する犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取りを求めらるる者	犬ねこ引取り申請手数料	イ 知事指定場所での引取り次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 生後日数九十一日以上一頭につき二千円 (2) 生後日数九十日以下犬十頭まで	引取り申請のとき
---	------------------	-------------	--	----------

			□ 知事指定場所以外での引取り 次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 生後日数九十一日以上一頭につき四千円 (2) 生後日数九十日以下犬十頭まで、又はねこ十頭までごとに四千円	
--	--	--	--	--

別表第一第三百二十八号の次に次の二号を加える。

三百二十八の二 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の体内受精卵の採取及び凍結	牛の体内受精卵の採取及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛体内受精卵採取等手数料	一回につき三万五千円	採取等を依頼するとき
三百二十八の三 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結	牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛生体卵子吸引等手数料	一回につき六万円	吸引等を依頼するとき

別表第一第四百五十八号中「千六百五十円」を「二千円」に改め、同表第四百六十号中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表第四百七十一号及び第四百七十一号の二中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一第二百四十八号の次に一号を加える改正規定及び同表第二百四十九号の二の次に

<p>定する動物取扱責任者研修の実施</p>	<p>二百四十九・二百四十九の二</p>	<p>イ 知事指定場所での引取り申請のとき</p>	<p>二百四十九・二百四十九の二 略</p>
<p>二百四十九の二の二の動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条第一項に規定する犬又はねこの引取り</p>	<p>犬又はねこの引取りを求めらるる者</p>	<p>犬ねこの引取り申請手数料</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>二百四十九の三</p>	<p>二百二十八の二</p>	<p>牛の体内受精及び採卵</p>	<p>十頭まで又はねこ十頭以下に</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき三万五千円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>
<p>二百四十九の三</p>	<p>二百二十八の二</p>	<p>牛の体内受精及び採卵</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき三万五千円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>
<p>佐賀県畜産試験場において依頼を受ける者</p>	<p>佐賀県畜産試験場</p>	<p>一回につき六万円</p>	<p>略</p>

ついでに審査又はその申請に対する応答

口 法第六十九条の四に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年佐賀県条例第十一号)第二十条第四項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減を図るため、佐賀県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象患者に交付する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第四十一条の狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第四十六条第一項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

ハ 法第六十一条第四項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六条第一項の登録若しくは仮登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第十三条第一項若しくは第二項に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ハ 法第十六条の二第一項若しくは第三項に規定する届出の受理又はその

届出に係る事実についての審査

二 法第二十二条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

ホ 法第二十三条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 条例第十七条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 条例第十七条の二第三項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ハ 条例第十七条の六第一項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

八 佐賀県恩給条例(平成元年佐賀県条例第三十六号)に基づく恩給の給付に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

ロ 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

ハ 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

九 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下この号及び次号において「法」という。)第十七条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲

げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

イ 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人(以下この号及び次号において「納税者等」という。)

ロ 納税者等の相続人

十 法、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。次号において「条例」という。)及び佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)に基づく県税の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。)に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

イ 納税者等

ロ 納税者等の相続人

ハ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

ニ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

ホ 納税者等が有する財産を占有している第三者又は当該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

ヘ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

十一 条例第六十三条の二第四項の申告(同条第二項の適用があるべき旨の申告に限る。)の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

参考資料

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下本則において「法」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の利用)

第二条 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表のとおりとする。

第三条 第十一条 略

別表(第二条関係)

一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第六十九条の四に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年佐賀県条例第十一号)第二十条第四項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減を図るため、佐賀県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事

改 正 前

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 第十条 略

業の対象患者に交付する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第四十一条の狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第四十六条第一項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

ハ 法第六十一条第四項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六条第一項の登録若しくは仮登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 法第十三条第一項若しくは第二項に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ハ 法第十六条の二第二項若しくは第三項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

ニ 法第二十二条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

査

ホ 法第二十三条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 条例第十七条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 条例第十七条の二第三項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ハ 条例第十七条の六第一項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

八 佐賀県恩給条例(平成元年佐賀県条例第三十六号)に基づく恩給の給付に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

ロ 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

ハ 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事

実の確認

- 九 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この号及び次号において「法」という。）第十七条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - イ 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号及び次号において「納税者等」という。）
 - ロ 納税者等の相続人
- 十 法、佐賀県条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。次号において「条例」という。）及び佐賀県産業廃棄物税条例（平成十六年佐賀県条例第三十号）に基づく県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - イ 納税者等
 - ロ 納税者等の相続人
 - ハ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
 - ニ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
 - ホ 納税者等が有する財産を占有している第三者又は当該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - ヘ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

十一 条例第六十三条の二第四項の申告（同条第二項の適用があるべき旨の申告に限る。）の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第八号

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

佐賀県監査委員条例（昭和三十九年佐賀県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第二十二条第一項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「資金不足比率等」という。）（同法第二条第一号ロに規定する法非適用企業に係るものに限る。）の審査意見は審査に付された日から六十日以内に、資金不足比率等（同法第二条第一号イに規定する法適用企業に係るものに限る。）の審査意見は審査に付された日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第八條 略</p> <p>2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第三條第一項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第二十二條第一項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「資金不足比率等」という。)(同法第二條第一号ロに規定する法非適用企業に係るものに限る。)の審査意見は審査に付された日から六十日以内に、見は審査に付された日から六十日以内に、資金不足比率等(同法第二條第一号イに規定する法適用企業に係るものに限る。)の審査意見は審査に付された日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第八條 略</p>

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第九号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和

二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に、「二級」を「特二級、二級」に改め、同項第三号中「第七條に規定する週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは佐賀県公立学校職員給与条例」を「佐賀県公立学校職員給与条例第八條第四項に規定する週休日、同条例第十三條に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは同条例」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第二十一條の二第一項及び第三項中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に改める。

別表第一中

2 級	給料月額
	円
	192,800
	194,500
	196,200
	197,900
	199,700
	201,400
	203,100
	204,800
	206,600
	208,500
	210,400
	212,300
	214,000
	216,000
	218,000
	220,000
	221,900
	224,600
	227,300
	230,000

307,100	232,800
309,600	235,700
312,100	238,600
314,600	241,500
317,000	244,300
319,200	247,100
321,400	249,900
323,600	252,700
325,900	255,500
328,100	258,100
330,300	260,700
332,500	263,300
334,700	265,900
336,900	268,500
339,100	271,100
341,300	273,700
343,500	276,300
345,700	278,900
347,900	281,500
350,100	284,100
352,100	286,600
354,200	289,200
356,300	291,700
358,400	294,200
360,400	296,500
362,400	299,200
364,400	301,900
366,400	304,600
368,400	

265,900	337,700			427,700	408,800	370,100
268,500	339,900	199,700	265,300		409,800	371,800
271,100	342,100	201,400	268,000	428,100		373,500
273,700	344,300	203,100	270,700		410,700	
		204,800	273,400		411,600	375,200
276,300	346,500				412,500	376,700
278,900	348,700	206,600	276,100		413,400	378,200
281,500	350,900	208,500	278,800			379,700
284,100	353,100	210,400	281,500		414,100	
		212,300	284,200		414,900	381,200
286,600	355,300				415,700	382,700
289,200	357,400	214,000	286,900		416,500	384,200
291,700	359,500	216,000	289,600			385,700
294,200	361,600	218,000	292,300		417,300	
		220,000	295,000		418,100	387,200
296,500	363,700				418,900	388,600
299,200	365,800	221,900	297,700		419,700	390,000
301,900	367,900	224,600	300,400			391,400
304,600	370,000	227,300	303,100		420,500	
		230,000	305,800		421,000	392,900
307,100	372,100				421,500	394,200
309,600	374,100	232,800	308,500		422,000	395,500
312,100	376,100	235,700	311,200			396,800
314,600	378,100	238,600	313,900	279,400	422,400	
		241,500	316,600		422,900	398,200
317,000	380,100				423,400	399,300
319,200	381,900	244,300	319,300	を	423,900	400,400
321,400	383,700	247,100	321,700			401,500
323,600	385,500	249,900	324,100		424,300	
		252,700	326,500		424,800	402,600
325,900	387,300				425,300	403,700
328,100	389,000	255,500	328,900		425,800	404,800
330,300	390,700	258,100	331,100			405,900
332,500	392,400	260,700	333,300		426,200	
		263,300	335,500		426,700	406,800
334,700	394,100				427,200	407,800

2 級	特 2 級
給料月額	給料月額
円	円
192,800	254,100
194,500	256,900
196,200	259,700
197,900	262,500

		419,700		390,000	435,100	336,900	395,600
				391,400	436,200	339,100	397,100
		420,500				341,300	398,600
		421,000		392,900	437,300		
		421,500		394,200	438,400	343,500	400,100
		422,000		395,500	439,500	345,700	401,600
				396,800	440,600	347,900	403,100
		422,400				350,100	404,600
		422,900		398,200	441,700		
		423,400		399,300	442,500	352,100	406,100
		423,900		400,400	443,300	354,200	407,500
				401,500	444,100	356,300	408,900
		424,300				358,400	410,300
		424,800		402,600	444,900		
		425,300		403,700	445,500	360,400	411,700
		425,800		404,800	446,100	362,400	413,100
				405,900	446,700	364,400	414,500
		426,200				366,400	415,900
		426,700		406,800	447,300		
		427,200		407,800	447,900	368,400	417,300
		427,700		408,800	448,500	370,100	418,700
				409,800	449,100	371,800	420,100
		428,100				373,500	421,500
				410,700	449,700		
				411,600		375,200	422,900
				412,500		376,700	424,200
				413,400		378,200	425,500
						379,700	426,800
				414,100			
				414,900		381,200	428,100
				415,700		382,700	429,300
				416,500		384,200	430,500
						385,700	431,700
				417,300			
				418,100		387,200	432,900
				418,900		388,600	434,000

る。
に改め、同表の備考(一)中「教頭」を「校長、教頭、主幹教諭」に改め

279,400	308,800

に改め、同表の備考(一)中「教頭」を「教頭、主幹教諭」